

上尾市下水道条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市下水道条例施行規則（昭和50年上尾市規則第18号）

改正案	現行
<p>(排水設備の固着箇所等)</p> <p>第3条 条例第4条第3号に規定する排水設備を<u>取付管等</u>に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水を排除するための排水設備は、<u>取付管等の管底及び汚水ますのインバート</u>に食い違いの生じないように、かつ、<u>排水管がますの内壁に突き出さないように接続し、当該接続箇所の漏水を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(2) 雨水を排除するための排水設備は、<u>雨水ますに15センチメートル以上の泥だめを設け、かつ、排水管がますの内壁に突き出さないように接続し、当該接続箇所の漏水を防止する措置を講ずること。</u>この場合において、上流部の管底高が下流部の管底高より低くなってはならない。</p> <p>(3) <u>取付管</u>以外の公共下水道施設に固着させる場合は、市長の指示に従わなければならない。</p>	<p>(排水設備の固着箇所等)</p> <p>第3条 条例第4条第3号に規定する排水設備を<u>公共ます等</u>に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水を排除するための排水設備は、<u>取付ます又は</u>汚水ますのインバート<u>管底高</u>に食い違いの生じないように、かつ、<u>ます</u>の内壁に突き出さないように接続し、<u>その周囲をモルタル仕上げとする</u>こと。</p> <p>(2) 雨水を排除するための排水設備は、<u>取付ます又は雨水ますの底から15センチメートル以上の箇所</u>に、<u>ます</u>の内壁に突き出さないように接続し、<u>その周囲をモルタル仕上げとする</u>こと。この場合において、上流部の管底高が下流部の管底高より低くなってはならない。</p> <p>(3) <u>公共ます</u>以外の公共下水道施設に固着させる場合は、市長の指示に従わなければならない。</p>
<p>(排水設備の設置基準)</p> <p>第4条 排水設備の設置基準は、法令に定めるもののほか、次に掲げるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 汚水ます又は雨水ますの内径は、次の表の左欄に掲げるますの区分に応じ、同表右欄に掲げる内径とすること。<u>ただし、硬質塩化ビニル</u></p>	<p>(排水設備の設置基準)</p> <p>第4条 排水設備の設置基準は、法令に定めるもののほか、次に掲げるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 汚水ます又は雨水ますの内径は、次の表の左欄に掲げるますの区分に応じ、同表右欄に掲げる内径とすること。<u>_____</u></p>

製汚水ますの内径は、15センチメートル以上とする。

(単位 センチメートル)

略

(排水設備の計画の確認)

第5条 条例第5条第1項の規定により排水設備計画の確認を受けようとするときは、排水設備計画確認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図(第2号様式の2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2及び3 略

(指定工事店以外の者が排水設備の工事を行う場合)

第7条の2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体において排水設備の新設等の工事を行う場合
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第18条の規定により日本下水道事業団が雨水貯留浸透施設の設置の工事を行う場合
- (3) 排水設備の構造、形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当であると市長が認める工事を行う場合

(責任者の資格)

(単位 センチメートル)

略

(排水設備の計画の確認)

第5条 条例第5条第1項の規定により排水設備計画の確認を受けようとするときは、排水設備計画確認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 平面図(第2号様式の2)
- (2) 見取図
- (3) 縦断面図

(4) 構造図

2及び3 略

(責任者の資格)

第14条 条例第12条第3項に規定する責任者の資格は、当該工事、事業所及び研究機関等に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 下水道法 _____
_____第22条第2項に規定する資格を有すること。

(4) 市長が指定する講習の課程を修了したこと。

2～4 略

第14条 条例第12条第3項に規定する責任者の資格は、当該工事、事業所及び研究機関等に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 下水道法 (昭和33年法律第79号)第22条第2項に規定する資格を有すること。

(4) 市長が行う _____講習の課程を修了したこと。

2～4 略